



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 3 月 17 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

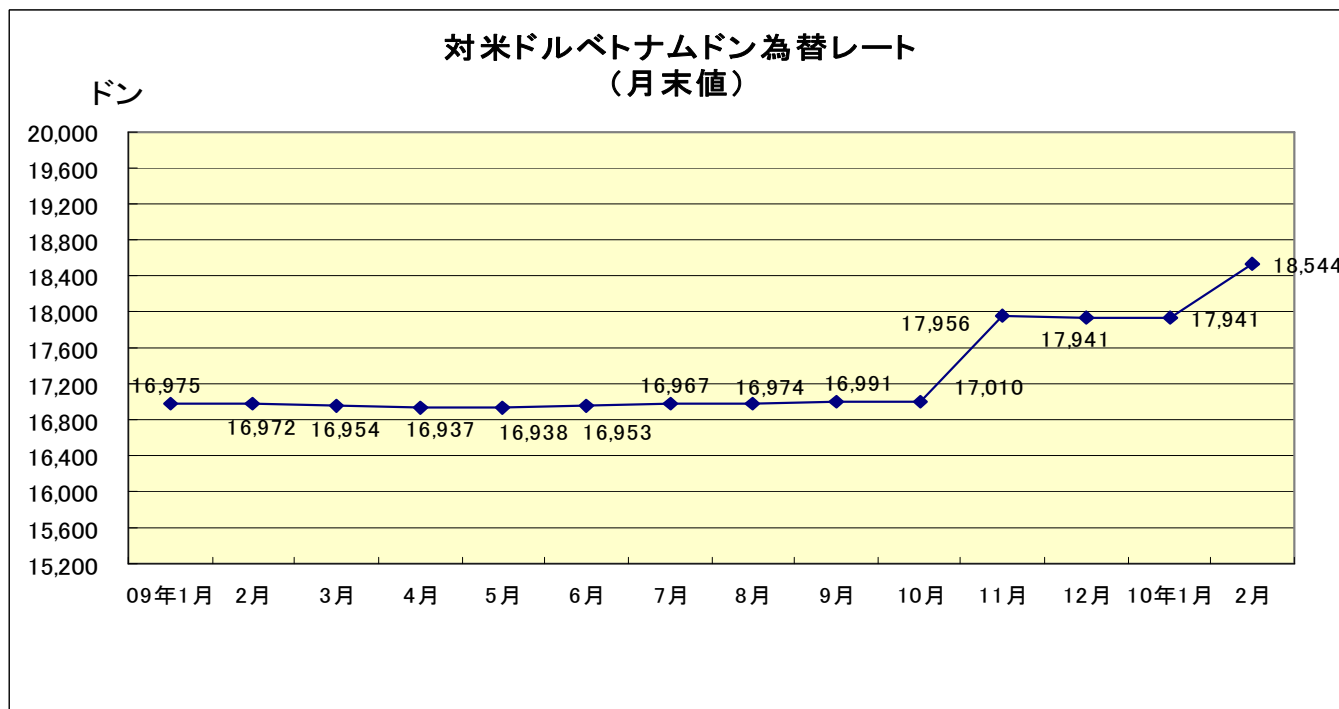
【バンコック駐在員事務所/ベトナム】

「ベトナムの金融政策について」

ベトナム国家銀行(中央銀行)は、2010年2月10日、ベトナムドン対米ドル為替レートおよび一般事業法人の金融機関における米ドル預金金利の上限を定めた通達03/2010/TT-NHNN号を公布し、翌11日より施行しました。ベトナム国内の外国為替市場における需給調整、外国為替市場の流動性強化、貿易赤字対策およびマクロ経済安定化を狙いとして挙げています。同通達の主な内容は以下の通りです。

- 2月10日のベトナムドンの銀行間対米ドル公式為替レートを、1米ドル=18,544ドンとする。
- 一般事業法人の金融機関における米ドル預金金利の上限を年1%と設定。

【ベトナムドン公式為替レート推移】



(2月12日現在:ベトナム国家銀行HP記載のデータをもとにバンコック駐在員事務所にて作成)

【出所:ベトナム国家銀行のHP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載